

岡山県
ごみゼロガイドライン（概要版）
～汚泥編～



◇写真は製紙工場から排出される製紙スラッジ

平成15年3月

1 | 本ガイドライン策定の趣旨

○県では、岡山県循環型社会形成推進条例の規定に基づき、産業廃棄物の汚泥を“循環資源”として指定し、発生抑制等(排出抑制等)に関する指針「ごみゼロガイドライン～汚泥編～」を定めました。

岡山県循環型社会形成推進条例の規定の概要（第20条～第22条）

- ①知事は、県内で多量に排出される循環資源を指定する。
- ②知事は、指定した循環資源の排出抑制等のため、排出抑制等の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針を策定する。
- ③指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取り組みを行うよう努める。

2 | 循環資源の指定

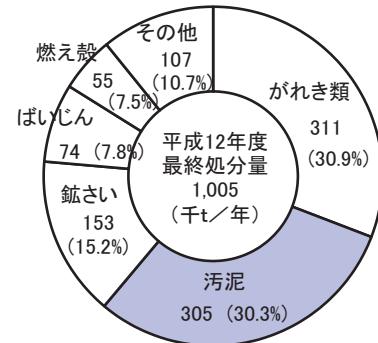
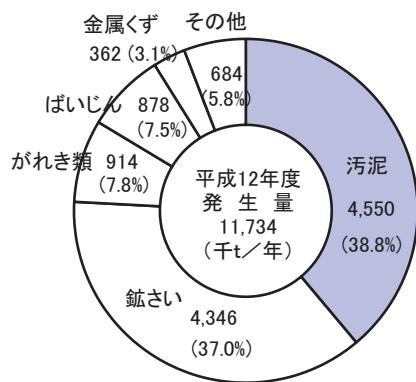
岡山県における産業廃棄物の特性

指定理由 1

種類別では、汚泥が最も多量に発生している。

指定理由 2

がれき類を除けば汚泥が最も多量に埋立処分されている。



循 環 資 源 の 指 定 :

汚 泥

(平成14年12月3日指定)

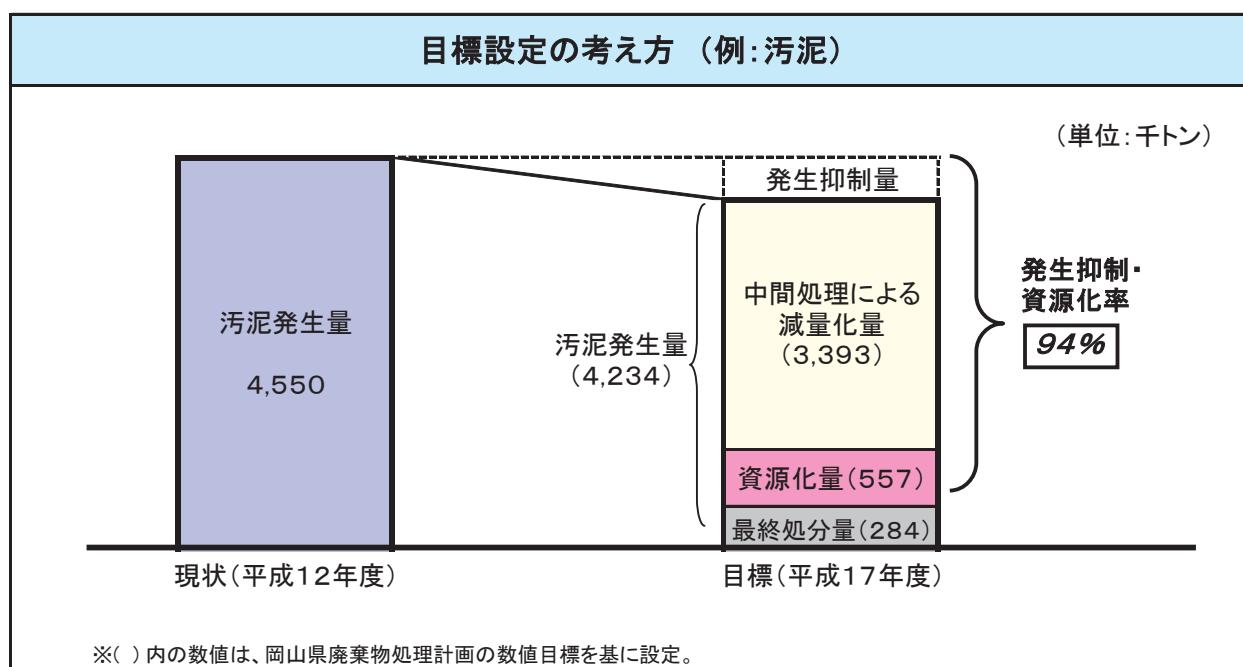
3 発生抑制等の目標

- 発生抑制等の目標は、岡山県廃棄物処理計画(平成14年3月)で掲げた汚泥の数値目標を準用することとし、本ガイドラインでは、これを有機性汚泥、無機性汚泥の種類別に「発生抑制・資源化率」で表示しました。(目標設定の考え方は、下のグラフのとおりです。)
- 発生抑制・資源化率の算出は、平成12年度の汚泥発生量に対する発生抑制等の量(発生量 - 最終処分量)とします。
- ◎平成17年度を目指してこの目標が達成できるよう努めてください。

循 環 資 源	発生抑制・資源化率
汚 泥	94%
有機性汚泥	98%
無機性汚泥	89%

注) ただし、発生量は脱水・乾燥など中間処理前の濃縮汚泥の重量(平成12年度実績)。

注) 製造ラインの増設や下水道の普及などにより汚泥発生量の増加が見込まれる事業所、建設業のように工事の受注状況により単年度ごとの汚泥発生量が大幅に増減する場合は、直近年度の汚泥発生量に対する発生抑制等の量で算出する。



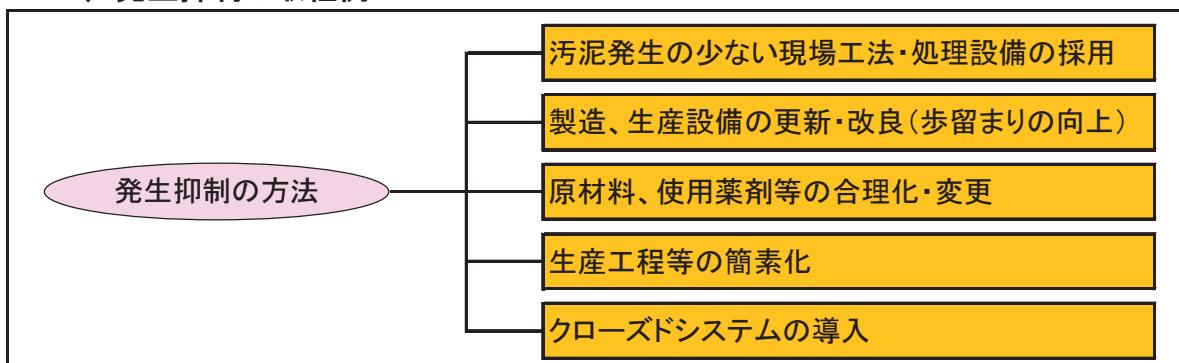
4 県民の取組

- 循環資源(汚泥)には、公共工事からの建設汚泥や上・下水道施設からの汚泥など県民の生活に密着した事業活動に伴って生じるものも少なくありません。このため、県民はこれら循環資源の循環的利用を促進するために不可欠な廃棄物処理・リサイクル施設の設置及び運営管理について、正しい理解に努めてください。
- 製品等の購入に当たっては、岡山県エコ製品(例えば、上・下水汚泥を原料とした発酵肥料やレンガ・ブロック等の園芸資材)のように環境に配慮した物品を積極的に選択するなど日常の生活・消費行動を通じて、循環型社会の形成に自ら努めてください。
- 県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に対して、地域の構成員として積極的に参加し、協力してください。

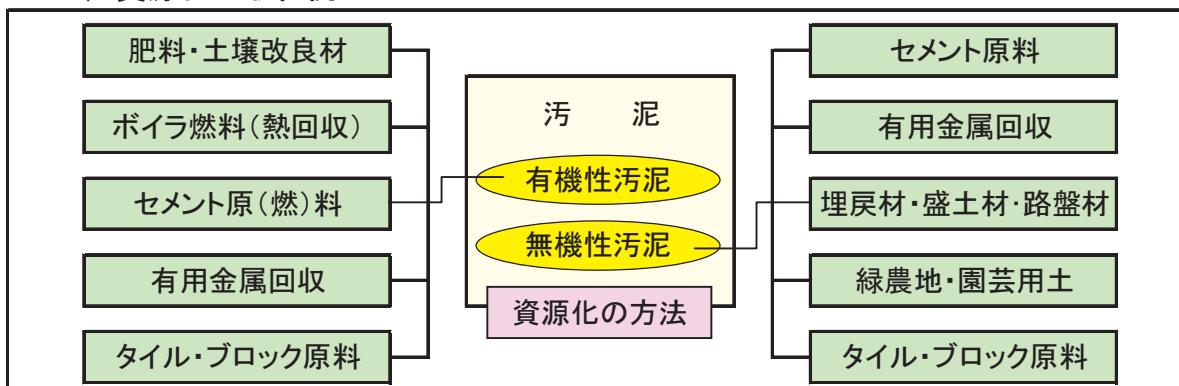
5 事業者の取組

- 発生抑制や資源化の取組例を参考に、本ガイドラインの目標量の達成に努めてください。
- 現在すでに本ガイドラインの目標量を達成している事業者においては、より高い目標を掲げ、発生抑制等の取組を一層促進するよう努めてください。

◆ 発生抑制の取組例



◆ 資源化の取組例



6 県の施策

○本ガイドラインに掲げる目標を効果的に達成するためには、事業者による自主的かつ継続的な発生抑制等の取組が欠かせません。このため、岡山県循環型社会形成推進条例第22条の規定により、目標の達成されていない汚泥排出事業者については、汚泥の発生抑制、循環的利用等の目標を盛り込んだ処理計画・実績報告等を提出していただく場合があります。また、これら汚泥排出事業者に対しては、融資制度等の県の施策、今後期待される資源化技術などの情報提供や汚泥の発生抑制等の取組が継続的に行えるよう必要な助言・指導等を行います。

○その他、県内の循環資源の循環的な利用を促進するため、県では、以下に示すような各種施策を策定し展開します。

① グリーン購入の率先実施

□ 環境物品等に関する調達方針を毎年度定め、これに基づき、グリーン購入を率先実施します。

② 岡山県エコ製品認定制度の運用

□ 優れた再生品を「岡山県エコ製品」として認定し、広くその使用推進を図ります。

③ ゼロエミッション事業所等の認定制度の創設

□ ゼロエミッション等への取組が優れた事業所を認定し、公表します。

④ 循環型社会形成推進モデル事業制度の創設

□ 循環型社会の形成を促進すると認められる先進的事業について、補助金の交付等の事業支援をします。

⑤ 循環型社会形成のための情報拠点づくり

□ 循環資源に係る総合的な情報発信基地を設置します。(岡山県循環資源総合情報支援センター)

⑥ 融資制度等の充実と活用の促進

□ 別紙のとおり

岡山県エコ製品表示マーク



岡山県循環型社会形成推進条例に基づいて、「県内で現に製造・販売されている、使用を促進すべき再生品」で、県が認定する認定基準を満たした製品に付けられるマークです。製品リストは、県のホームページで紹介しています。

(http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/haikibutu/e_goods/index.html)

◇岡山県生活環境部廃棄物対策課

〒700-8570

岡山市内山下2丁目4番6号

Tel : (086) 226-7306

Fax : (086) 224-2271

E-Mail : haikibutu@pref.okayama.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています
白色度82%再生紙を使用しています



印刷インクには「大豆油インク」を使用すること
により、石油系溶剤の使用量を減らしています

ごみゼロガイドラインに掲載しているリサイクル業者一覧

本リストは、

- ① 岡山県内の汚泥に係る中間処理業者(焼却を除く)
- ② 排出者に対する汚泥の処理実態調査でリサイクル量が上位にあげられていた県外のセメント工場及び製錬所(有用金属回収)

に対するアンケート調査結果から事業所所在地と連絡先を抜粋したものです。なお、以下に該当する事業者につきましては、本リストには掲載しておりませんのでご了承下さい。

- (1) アンケート調査で回答いただけなかった事業者
- (2) 掲載を希望されなかった事業者
- (3) 汚泥のリサイクルに関する実績がなかった事業者

掲載内容は、平成14年度の調査時点におけるものです。

◆岡山県内の汚泥に係る中間処理業者(16社)

会社名	事業所所在地	連絡先
株式会社 アールエコ	岡山市妹尾3273番地の3	086 - 281 - 4455
内田工業 株式会社	倉敷市松江3丁目2-46	086 - 456 - 5888
株式会社 大平	備前市野谷443番第1地	0869 - 62 - 0531
クリーン発酵 株式会社	上房郡北房町上水田7341	0866 - 52 - 4481
公協産業 株式会社	岡山市城東台西2丁目1-8	086 - 278 - 9770
児島興業 有限会社	岡山市小串3432	086 - 269 - 2001
ジャイワット 株式会社	仙台市宮城野区中野字四反田18-3	022 - 254 - 3150
株式会社 太陽マテリアル	岡山市関 265-15	086 - 278 - 3220
株式会社 中国アオカ産業	苦田郡奥津町土生729	0868 - 52 - 2180
株式会社 トヨ一商事	倉敷市中央1丁目6-24	086 - 424 - 6429
中野開発 株式会社	岡山市玉柏75	086 - 229 - 2316
株式会社 西日本アチューマットクリーン	岡山市藤原50-1	086 - 272 - 8042
株式会社 日本資源開発社	岡山市浦間1102	086 - 297 - 2228
日本有機 株式会社	岡山市青江1丁目4-16	086 - 222 - 1350
明和建設 株式会社	岡山市東平島1397番地	086 - 297 - 3737
株式会社 ヨシハラ機工	岡山市一宮45	086 - 284 - 1172

◆岡山県外のセメント工場(10社)

会社名	事業所所在地	連絡先
宇部興産(株) 宇部セメント工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1978-7	0836 - 31 - 0111
香春太平洋セメント(株)	福岡県田川郡香春町大字香春812	0947 - 32 - 3103
新日鐵高炉セメント(株)	福岡県北九州市小倉北区西港町16番地	093 - 563 - 5101
住友大阪セメント(株) 赤穂工場	兵庫県赤穂市折方字中水尾1513	0791 - 43 - 1111
太平洋セメント(株) 佐伯工場	大分県佐伯市大字戸穴337-1	0972 - 27 - 8814
太平洋セメント(株) 津久見工場	大分県津久見市合ノ元町2-1	0972 - 82 - 3115
太平洋セメント(株) 土佐工場	高知県高知市字東町25	088 - 833 - 1235
東ソー(株)	山口県新南陽市開成町4560	0834 - 63 - 9820
(株)トクヤマ 徳山製造所	山口県新南陽市渚町4900-4	0834 - 31 - 7760
三菱マテリアル(株) 九州工場	福岡県京都郡苅田町松原町12番地	093 - 434 - 0085

◆岡山県外の有用金属回収(3社)

会社名	事業所所在地	連絡先
光和精鉱(株)	福岡県北九州市戸畠区中原46-93	093 - 872 - 5157
東邦亜鉛(株) 契島製錬所	広島県豊田郡東野町5562-1	08466 - 5 - 3811
三井金属鉱業(株) 竹原製錬所	広島県竹原市塩町1丁目5-1	0846 - 22 - 0604

[掲載は項目毎に50音順]

汚泥に係る補助制度融資制度一覧(平成14年度調査時点)

● 補助制度

制度名	対象事業	問い合わせ先	電話番号
創造技術研究開発費補助金	公募によりテーマを募集 ○廃棄物処理・リサイクルのための新技術 ○環境改善・保全のための新技術 等	中国経済産業局産業技術課	082-224-5680
循環型社会構築促進技術実用化補助事業	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が行う公募・評価を受けた実用化研究テーマで、リサイクル関連法の円滑な施行を確保し、循環型社会の加速的な構築を進めるための3R(リデュース、リユース、リサイクル)技術	経済産業省産業技術環境局 リサイクル推進課	03-3501-4978
民活法によるリサイクル施設の支援措置	マテリアルリサイクル施設 ○再生資源活用肥料化施設(生ごみ、汚泥等の有機性廃棄物等を原材料として、肥料を製造するための施設)	経済産業省産業技術環境局 リサイクル推進課	03-3501-4978
夢づくり・オンリーワン企業育成支援事業費補助金	重点分野として ○環境関連分野に係る研究開発事業	岡山県商工労働部産業振興課	086-226-7379
岡山発新技术研究フィールド支援事業	環境関連分野	岡山県商工労働部産業振興課 岡山県産業振興財団新技術振興事業本部	086-226-7379 086-286-9651
地域産業技術改善費補助金	公募によりテーマを募集 ○廃棄物処理、リサイクルのための新技術 ○環境改善、保全のための新技術	岡山県商工労働部産業振興課	086-226-7379

● 融資制度

制度名	対象事業	問い合わせ先	電話番号
日本政策投資銀行融資	○リデュース事業(廃棄物の発生抑制に資するよう、製品の製造、使用等に係る資源効率を高めるための施設) ○リサイクル事業(使用済製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設)	日本政策投資銀行環境エネルギー部	03-3244-1974
中小企業金融公庫融資	○廃棄物排出抑制のために必要な施設 ○産業廃棄物処理施設(再生資源化製品製造設備) ○廃棄物を製品等として利用するために必要な施設 ○リデュース、リユース、リサイクルへの取組に必要な静脈物流施設整備	中小企業金融公庫業務部特別貸付課	03-3270-1287
国民生活金融公庫融資	○廃棄物の排出抑制(リデュース)関連 ○再利用(リユース)関連 ○再資源化(リサイクル)関連 ○上記関連以外	国民生活金融公庫東京相談センター	03-3270-4649
設備改善資金(環境対策資金)	再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備の設置又は改善 ※県知事(地方振興局)の認定が必要	岡山県信用保証協会又は、県制度融資取扱金融機関 岡山県商工労働部経営支援課 (制度の内容)	086-243-1122 086-226-7368
体質改善資金	事業転換、品質転換、過密公害に伴う工場移転等に直接必要な運転資金・設備資金(原則として土地取得資金を除く) ※県知事(地方振興局)の認定が必要	岡山県信用保証協会又は、県制度融資取扱金融機関 岡山県商工労働部経営支援課 (制度の内容)	086-243-1122 086-226-7368